



2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ ク コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

会 社 名 Kamgras 1 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役
ロバート・パトリック・ライアン

**Kamgras 1 株式会社による株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

Kamgras 1 株式会社は、本日、同社が 2026 年 5 月 13 日より開始した株式会社カカクコムの株券等に対する公開買付けについて、別添の「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は Kamgras 1 株式会社（公開買付者）が株式会社カカクコム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 9 月 29 日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 Kamgras 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ロバート・パトリック・ライアン

株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Kamgras 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社カカコム（証券コード：2371、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年 5 月 13 日より開始しております。

今般、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,680 円から 3,681 円に変更することを決定し、2026 年 9 月 29 日、公開買付届出書（2026 年 5 月 19 日付、2026 年 5 月 27 日付、2026 年 6 月 4 日付、2026 年 6 月 17 日付、2026 年 7 月 2 日付、2026 年 7 月 7 日付、2026 年 7 月 17 日付、2026 年 7 月 31 日付、2026 年 8 月 13 日付、2026 年 8 月 27 日付及び 2026 年 9 月 10 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 9 月 29 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 10 月 14 日まで延長し、合計 105 営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、2026 年 5 月 12 日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 7 月 2 日付及び 2026 年 7 月 7 日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」並びに 2026 年 7 月 17 日付、2026 年 7 月 31 日付、2026 年 8 月 13 日付、2026 年 8 月 27 日付及び 2026 年 9 月 10 日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

（訂正前）

<前略>

その後、公開買付者は、本 8 月 27 日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、加えて、Oasis が 2026 年 8 月 18 日付で、公開買付価格が 3,640 円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることも踏まえ、本公開買付けの成立可能性を高める観点から、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,571 円から 3,680 円に変更することを決定し、2026 年 9 月 10 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 9 月 10 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 9 月 29 日まで延長し、合計 95 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 9 月 10 日付条件変更」といいます。）。

なお、公開買付者としては、本提案者による本 7 月 29 日付提案における、KDDI との公開買付不応募契約（以下「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）締結を前提とする 3,640 円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者は KDDI との間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を 2%以上上回る買付価格（2026 年 9 月 10 日時点では 3,754 円）で、対象者株式の全てを対象とし、対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となります。）、本 8 月 27 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,571 円は本 7 月 29 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,520 円を上回る最高額であることから、対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件での売却機会であると考えておりますが、Oasis が 2026 年 8 月 18 日付で、公開買付価格が 3,640 円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることを勘案し、Oasis との協議も進めるべく、本 9 月 10 日付条件変更を決定しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasis との間で本公開買付けへの応募に関する協

議を継続しております。現時点で応募合意にはいたっておりませんが、本9月10日付条件変更後の本公開買付価格である3,680円は、Oasisが2026年8月18日付で支持しないと公表した公開買付けの基準となる公開買付価格である3,640円以上であることから、公開買付者としては、Oasisによる本公開買付けへの応募が実現する可能性は相応に高まったものと考えており、引き続きOasisによる本公開買付けへの応募の実現に向けて協議を行っていく予定です。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

その後、公開買付者は、本8月27日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、加えて、Oasisが2026年8月18日付で、公開買付価格が3,640円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることも踏まえ、本公開買付けの成立可能性を高める観点から、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,571円から3,680円に変更することを決定し、2026年9月10日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月10日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年9月29日まで延長し、合計95営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本9月10日付条件変更」といいます。）。

なお、公開買付者としては、本提案者による本7月29日付提案における、KDDIとの公開買付不応募契約（以下「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）締結を前提とする3,640円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者はKDDIとの間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格（2026年9月10日時点では3,754円）で、対象者株式の全てを対象とし、対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となります。）、本8月27日付条件変更後の本公開買付価格である3,571円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることから、対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件での売却機会であると考えておりますが、Oasisが2026年8月18日付で、公開買付価格が3,640円を下回る公開買付けを支持しない旨を公表していることを勘案し、Oasisとの協議を進めるべく、本9月10日付条件変更を決定しております。

その後、本提案者はBCPE Blitz Cayman, L.P.の名義で、2026年9月16日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ（以下「9月16日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表しております。9月16日付本提案者プレスリリースによれば、本提案者は、公開買付け（本提案者）における対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「公開買付価格（本提案者）」といいます。）を3,597円とすることを決定し、また、公開買付け（本提案者）を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得（以下「クリアランス手続（本提案者）」といいます。）が全て完了し、公開買付け（本提案者）開始の前提条件である①対象者が公開買付け（本提案者）に対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②対象者が設置した特別委員会において、対象者が公開買付け（本提案者）に賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること（以下、①及び②を併せて「賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者）」）といいます。）の条件が満たされた時点で、法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないことを前提に公開買付け（本提案者）を開始する予定であるとのことです。

上記9月16日付本提案者プレスリリースを踏まえても、2026年9月16日時点の公開買付価格（本提案者）である3,597円は同日時点の本公開買付価格である3,680円を依然として下回っており、公開買付者は2026年9月29日時点において、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な条件での売却機会であると考えております。

しかしながら、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、対象者株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しております。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、公開買付者と対象者の間で2026年5月12日付で締結されている公開買付契約上、対象者が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び対象者の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について対象者の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかなです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に対象者の賛同・応募推奨が得られないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しております。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しております。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）」にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえます。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと考えております。かかる本提案者の態度は、対象者の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると考えております。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても3,720円に変更しております。しかしながら、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を2%上回る価格（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,754円であり、本9月29日付条件変更（以下に定義します。）後は3,755円。以下「KDDI価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回ります。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかなです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しております。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えております。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、対象者の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかなであると公開買付者としては考えております。

本提案者の上記のような態度は、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えております。このような状況下で、公開買付者としては、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年9月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本9月29日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、本9月10日付条件変更以降も、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設け、本公開買付けへの応募に関する協議を継続しておりますが、現時点で決定している事実はありません。

<後略>

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2026 年 5 月 13 日 (水曜日) から 2026 年 9 月 29 日 (火曜日) (95 営業日)

(訂正後)

2026 年 5 月 13 日 (水曜日) から 2026 年 10 月 14 日 (水曜日) (105 営業日)

(4) 買付け等の価格

(訂正前)

① 普通株式 1 株につき、金 3,680 円

② 新株予約権

(i) 第 8 回新株予約権につき、金 1 円

(ii) 第 10 回新株予約権につき、金 1 円

(iii) 第 11 回新株予約権につき、金 1 円

(iv) 第 13 回新株予約権につき、金 1 円

(v) 第 14 回新株予約権につき、金 1 円

(vi) 第 15 回新株予約権につき、金 1 円

(vii) 第 16 回新株予約権につき、金 1 円

(viii) 第 17 回新株予約権につき、金 1 円

(ix) 第 18 回新株予約権につき、金 1 円

(x) 第 19 回新株予約権につき、金 1 円

(xi) 第 20 回新株予約権につき、金 1 円

(訂正後)

① 普通株式 1 株につき、金 3,681 円

② 新株予約権

(i) 第 8 回新株予約権につき、金 1 円

(ii) 第 10 回新株予約権につき、金 1 円

(iii) 第 11 回新株予約権につき、金 1 円

(iv) 第 13 回新株予約権につき、金 1 円

(v) 第 14 回新株予約権につき、金 1 円

(vi) 第 15 回新株予約権につき、金 1 円

(vii) 第 16 回新株予約権につき、金 1 円

(viii) 第 17 回新株予約権につき、金 1 円

(ix) 第 18 回新株予約権につき、金 1 円

(x) 第 19 回新株予約権につき、金 1 円

(xi) 第 20 回新株予約権につき、金 1 円

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 10 月 6 日 (火曜日)

(訂正後)

2026 年 10 月 21 日 (水曜日)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係り得る契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及び KDDI 株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。